

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
新吉田小学校 プールテント等修繕委託
- 2 履行（納品）場所
港北区新吉田東六丁目44番地1号
横浜市立新吉田小学校
- 3 契約日
令和7年4月18日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年6月3日
- 5 契約金額
3,218,666 円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区高島2-12-6
東亜興業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール底の屋根材が強風により一部破損し、近隣の道路まで飛散する危険性が生じました。破損が広がった場合、近隣住民や学校関係者に被害を及ぼす可能性が高いことから、緊急契約での作業を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局施設部教育施設課